

日薬連発第 734 号
2025 年 11 月 17 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【送付_令和 7 年 11 月 11 日事務連絡】令和 7 年 12 月 31 日を末日としてセルフメディケーション税制の対象から除外される成分について（連絡）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしく願います。

<厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室からの連絡文>

現在のセルフメディケーション税制の有効成分の告示の中で、本年12月31日をもちまして対象から除外される成分が4成分(L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン、ユビテカレノン)がございます。

これらにつきましては、当課から令和3年9月27日に事務連絡を発出していることもあり、ご承知いただいているところであるとは思いますが、念のため、今一度、周知をさせていただきたく、事務連絡文書を作成いたしました。

つきましては、令和8年1月1日以降に消費者が購入されるものについては本税制の対象外になることを十分御了知の上、貴会会員へ周知いただくとともに、その運用に遺漏のないよう、御対応をお願い申し上げます。

【厚生労働省HP:セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)について】

- 令和7年12月31日を末日としてセルフメディケーション税制の対象から除外される成分について(令和 7 年 11 月 11 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001594232.pdf>